

令和 8 年 6 月 1 日

保護者 様

西脇市立西脇東中学校

「警戒レベル 3 以上（各種警報等）発令時の対応」について

平素は本校の教育に格別のご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、法改正に伴い、防災気象情報及び避難情報に「警戒レベル」を用いた運用が開始されました。これに伴い、本校における緊急時の対応基準を下記のように改定します。

生徒の安全確保のため緊急時には、次のことにご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 対象となる警報の種類

暴風、大雪、暴風雪のいずれかの「警報」、または、「警戒レベル 3（河川氾濫、大雨、土砂災害）以上の警報」

2 対象となる発令地域

「西脇市」に発表された場合

※警報は、市町単位で発令されます。

※テレビのデータ放送や気象庁のホームページ等で確認してください。

※警報発令時は、西脇市防災環境課より防災無線で放送されます。

3 発令時のご家庭での対応

(1) 午前 7 時までに解除された場合

⇒ 平常通りに登校（警報発令中あるいは警戒レベル 3 以上の場合、生徒は登校せず自宅待機）

(2) 午前 7 時から 9 時までに解除された場合

⇒ 防災無線あるいは「すぐる」での指示に従って行動する。（指示があるまで自宅待機）

(3) 午前 9 時以降も警報（警戒レベル 3 以上）が発令されている場合

⇒ 臨時休業日とします。

⇒ 翌日の時間割は、休業日となった日の時間割とします。

4 その他留意事項

(1) 警報が解除になっても、道路状況や天候状況を見て、急がず安全に配慮して登校してください。

(2) 警報発令時は上記のように判断していただき、学校への問い合わせはご遠慮ください。

(3) 臨時休業中は、生徒の安全を考慮し、不必要な外出を控えるようご指導願います。

(4) 登校後の警報発令に対しては、学校で校区や市内の状況を考慮し、教育委員会等と協議の上、適切な措置を講じます。その内容については「すぐる」でもお知らせをします。